

# 2020年11月議会 一般質問

## 2020・12・9 今井光子議員の質問

\*議会の資料から作成したもので公式の会議録ではありません

日本共産党奈良県会議員団

今井光子議員 日本共産党の今井光子です。在職25周年の表彰をいただきました。ご支援いただいた多くの皆様のおかげと心からお礼を申し上げ質問をさせていただきます。



### 核兵器禁止条約について 核兵器禁止条約の発効を機会に奈良県として非核宣言自治体協議会に加盟して、県下市町村にも呼びかけを

今井光子議員 コロナ感染症が拡大する中、世界も日本も激動しています。今回のコロナパンデミックに対して軍事は何の役にも立っていません。

しかし、世界は今、過去最高を更新する勢いで軍事費が増え続けています。2019年の世界の軍事費204兆円、その28%を、世界の貧困人口7億3600万人に1人毎日2ドル支給すれば貧困から脱出できます。コロナ感染拡大を抑える必要な対策です。ICANの試算では、アメリカが核兵器小型化を進める予算約3兆8000億円を医療費に置き換えると、集中治療室（ICU）のベッド30万床と人工呼吸器3万5000台を用意でき、看護師15万人と医師7万5000人の給与をまかなえるとしています。

菅政権は敵地攻撃能力の為に、新たに1兆1000億円の軍事費を増やしていますが、これはICUのベッド1万5000床と人工呼吸器2万台に加え、看護師7万人と医師1万人の給与に相当します。

韓国では軍事費1600億円を削減しコロナ対策に回し、インドネシ、タイ、フィリピンなども同様の動きが出ています。

核兵器廃絶を目指す科学者会議「日本パグウォッシュ会議」の栗田禎子教授は「どの国も社会保障や医

療費の財源確保が待ったなしだ。核兵器の近代化や軍拡に一銭も出している余裕はない。今は核廃絶に向けてかじを切るチャンスだ」と指摘しています。

こうした動きを恐れたトランプ政権は批准国に撤回するよう圧力をかけましたが、10月24日ホンジュラスが批准してついに50か国に達し、来年1月22日から核兵器禁止条約が発効することになったことは大きな喜びです。

問題は唯一の戦争被爆国日本が条約に参加していないことです。

核保有国が参加していないからどれだけの意味があるのかといわれますが、これまでもクラスター爆弾などの条約で、同じことがありましたが、保有国の参加がなくても条約ができれば国際法によって効果を発揮していきます。

広島・長崎市長はそろって核兵器禁止条約に関する国会における議論を推進するよう各党に要請を行いました。来年条約が発効されれば核兵器をめぐる世界情勢は大きく変わるでしょう。日本が参加することで核兵器の悲惨さを世界に知らせることは日本しかできない責務です。日本政府に核兵器禁止条約の締結を求めべきと考えますがいかがでしょうか。

奈良県では全自治体が非核平和宣言自治体になっており、奈良市、生駒市、大和高田市、広陵町が非核宣言自治体協議会に加盟しています。

協議会は1984年に広島県府中町で設立されました。設立の趣旨は「核戦争による人類絶滅の危機から、住民一人ひとりの生命とくらしを守り、現在および将来の国民のために、世界恒久平和の実現に寄与することが自治体に課せられた重大な使命である。宣言自治体が互いに手を結びあい、この地球上から核兵器が姿を消す日まで、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を世界の自治体に呼びかけ、その輪を広げるために努力する」というものです。これは知事が進めてきた東アジア地方政府会議の平和的な東アジアの発展という趣旨とも重なります。

県が核兵器禁止条約の発効を機に、非核宣言自治体協議会に加盟して県下の自治体に加盟を呼びかけていただければ核兵器廃絶の大きな力になると思いますがいかがでしょうか。

荒井正吾知事答弁 核兵器の廃絶は唯一の戦争被爆国であるわが国ならず、平和を願う人類共通の願いであると思います。ただし、その実現は国際社会のあり方そのものにかかわりますので、わが国が一国だけで達成できるものではありません。核兵器をもっている国、もとうとしている国が近隣にもおられますが、そのような国がなくなることが必要でございます。

現実にはわが国の近隣だけを見てもそのようになっているということを申し上げました。国民の生命をどのように守るかは国家の大きな責務でございますから、外交と防衛の分野の仕事でございますので、その問題は国の専権事項となっているのが、ほとんどの国の実情でございます。核兵器禁止条約に関することはこれまでの議会でもおのべしたとおり、県知事が責任ある立場で申し上げるべきものではないと考えております。

世界の平和は観光交流も含めた、いわば草の根交流が貢献することが多いと考えております。中央政府通しの交流も平和につながる大変、有意義なものと考えてまいりました。これまで本県が中心となって実施してまいりました東アジア地方政府会合は、会員地方政府の相互理解と行政能力の向上、さらには平和で安定した東アジアの発展に貢献しているものと考えております。

現在、海外地方政府の会員数は36にのぼります。国内の会員数は県内の11市町村を含めて38でございます。さらに独立行政法人国際協力機構 JAIC など5つの国際関係機関にも加入していただいているところでございます。来年の第11回会合はインドネシア西ジャワ州の主催によりバンドン市で開催することが決定しておりますが、海外からも高く評価され、広がりを見せているところでございます。

このほか海外の地方政府や大学との交流も積極的にすすめており、このような交流によって各国との相互理解の進展や友好的な国民感情の醸成、平和的な関係の構築に必ずつながるものと確信しております。このような本県の取組や日本非核宣言平和自治体協議会の取組方向と同じではありませんが、今後とも東アジア地方政府会合や歴史的につながりの深い地域などとの交流を大切にして、恒久な平和を希求する機運の醸成に努めてまいりたいと思います。

奈良県の歴史がもっております国際交流によって国が始まるという歴史を背景に、このような

努力を続けてまいりたいと思っております。

今井光子議員 知事は、東アジア地方政府会合のほうでご尽力をされていますけれども、今、ここに参加をしております国が7か国あると思います。その7か国のうちベトナム、フィリピン、インドネシア、マレーシアは核兵器禁止条約を批准している国で、批准していないのは中国、韓国と日本の3か国だけというような状況になっております。

ですから、東アジア地方政府会合を呼びかけた奈良県が、核兵器をなくそうと言う、そういう立場に立てば、本当に大きな力になるのかなと私は思っております。自治体協議会に奈良県もぜひ、参加をしていただきたいなということをお願いしたいと思いますが、その点で知事のお考えをもう一度、おうかがいしたいと思っております。

荒井正吾知事答弁 東アジア地方政府会合はあまり政治外交の問題を議論しません。核兵器とか外交について議論したことはございません。社会保障とか観光振興、地域振興とかそのようなことで共通の課題、話題として議論をしてきております。大変、成果のあるやり方でございます。そのような、やり方もあるということをお先生もしていただいていると思っておりますけれども、できれば評価していただければよいと思います。

政治利用はしないということです。地方政府会合の政治利用はしない。政治的立場が違うところを、そこで調整する場だとは考えておりません。

今井光子議員 政治利用という事ではなくて、核兵器の廃絶というのは人類の願うところでありまして、この禁止条約が発効するということになりますと、「核兵器の終わりの始まり」と表現されている方もありますが、新たな展開がすすんでいくだろうと思っております。その時に奈良県が平和ということで、大事な役割を果たしていただきたいなということは、私の意見として要望をしておきたいと思っております。

## 温室効果ガス排出実質ゼロをめざして 2050年は、今年生まれた子どもが30歳になります。 その時に今の地球を手渡すことができるでしょうか

今井光子議員 気候変動を抑制する[CO2実質ゼロ]宣言について質問します。

10月19日衆議院本会議で、「気候非常事態宣言決議案」が採択されました。気候変動枠組み条約の国連のエスピノサ事務局長は、「新型コロナは人類が直面する緊急の脅威だが、最も大きな脅威は気候変動であることを忘れてはならない」と述べています。

気候変動問題の切迫性を訴える国連のグレテス事務総長は国連気候変動枠組み条約COP26に向けて温暖化の原因となる二酸化炭素CO2排出国上位5位、中国、アメリカ、インド、ロシア、日本を名指しで強化を求めました。菅総理大臣は10月26日に召集された臨時国会で、初めての所信表明演説を行い、脱炭素社会の実現に向けて「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と表明しました。

2050年は今年生まれた子どもが30歳になります。その時に今の地球を手渡すことができるでしょうか。

奈良県では「地球温暖化予測情報第8巻」によれば、「21世紀末の奈良県の年平均気温は「20世紀末に比べて2.9℃の上昇が予測され、夏より冬の気温上昇が大きいと予測しています。また、最低気温が0℃未満である冬日は37日減少、最低気温が25℃以上の熱帯夜は22日増加、30℃以上の真夏日は34日増加、35℃以上の猛暑日は14日増加と予測されており、自然災害や人々の健康など将来にわたる気候変動の影響が大変心配です。

気候変動の影響を抑えるには二酸化炭素排出量を削減することが必要です。

そこで水環境・景観環境部長に伺います。

奈良県でも新たな環境計画に「脱炭素（二酸化炭素0）を位置づけ、ほかの自治体にも呼び掛け、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を表明しその姿勢を示すべきと考えますがいかがでしょうか。

柘田水循環・森林・景観環境部長答弁 脱炭素社会の実現は世界的に重要な課題であり、議員おのべの通り、菅総理大臣は先の所信表明演説で2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすると表明されました。県としても国のエネルギー政策や技術革新等の動向を注視しながら、地域から積極的に貢献しなければならない喫緊の課題であると認識しております。

この温室効果ガスの排出を実質ゼロにするためには、化石燃料の燃焼などによる二酸化炭素等の排出量を減少させ、森林等による吸収量を増加させることにより、これらの量を同じ数値とすることが必要となります。本県における温室効果ガス排出量の目標は2030年度までに基準年の2013年度比で、国の26%を上回る30.9%の削減としております。2017年度実績では約16.3%削減できており、目標達成に向けておおむね順調に推移してきているところでございます。

このような現状を踏まえ、県といたしましては今年度中に改訂する予定の環境総合計画におきまして、2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロをめざすとして、温室効果ガスの排出削減、二酸化炭素吸収源の整備、気候変動への適用の各施策について、数値目標や個別の事業を体系的にとりまとめているところでございます。重点的な取り組みとして二酸化炭素吸収源の整備を図るため、本県独自の森林環境管理制度により、現在8万8000畝ある施業放置林の解消にむけての事業を推進してまいります。これには長期の年数を要することになりますが、この施業放置林を解消することにより二酸化炭素の吸収量は年間56万7000トン増加することになり、総量として現状の年間38万トンの2.5倍、94万7000トンとなります。

また、バイオマスをはじめ再生可能エネルギーの導入促進を図るとしてありまして、大和平野中央プロジェクトではドイツのシャットベルケ、地域電力などを供給する都市公社でございますが、このような手法を導入することの可能性について検討をはじめたところでございます。

脱炭素社会の構築はハードルの高い長期の目標となりますが、引き続き市町村、事業者、県民の皆様等の多様な主体と連携して、協働を図りながらより一層努力してまいりたい所存でございます。

今井光子議員 県の計画に位置付けていただけるということで伺い、大変、喜んでおります。これはすべての人たちが生活のやり方を見直ししていかなければいけないような、そういう問題につながっていくと思いますので、ぜひ具体的な課題の中で実現できるよう努力をしていていただきたい。お願いしておきたいと思います。

## 国民健康保険運営方針の見直し 市町村に自主的な減免を許さず、滞納者に強権的な差し押さえ、短期証発行で取り立てを押し付けるもの。地方自治の原則を踏みにじる運営方針見直しは中止すべき

今井光子議員 次に、国民健康保険運営方針の見直しについて

11月19日、奈良県国保運営協議会が開催され、新聞報道によれば事務局が提案した中間見直し案が全会一致で異議なく議決したとのことでした。

国民健康保険は、市町村が「保険者」となり運営されてきました。そこに都道府県が「保険者」に加わり、財政を管理し、運営はそのまま市町村に行わせて統括・監督するというのが「都道府県単位化」です。狙いは市町村が一般会計から国保会計に繰り入れて行っている自治体独自の国保料軽減をやめさせ、その分

を保険料に転嫁することにあります。

奈良県は全国に先駆けて国民健康保険県単位化の検討を進めてきました。2018年から国の制度になりましたが全国でも保険料の統一を目指している県はわずか7県です。

今回の中間見直しでは、1、これまで市町村独自に執行していた国保料減免規定は国が定める数項目に限り、独自の減免を禁止する、2、県への納付金を、市町村ごとの収納率に応じて決めていたものを、市(97%)・町村(99%)で一律にする、3、国保料徴収(取り立て)マニュアルを作成し、差し押さえ、分納は1年以内・長期にわたるものは禁止、短期証は1か月のみなど、どれをとっても社会保障とはかけ離れた大改悪が計画されています。

国保が対象にしているのは医療機関を訪れる人だけではありません。具合が悪くてもお金がなく受診できない人、一人で病院まで行けない人など病人でも患者にならない人でほかの保険に加入できていないすべての人が対象です。

県民の願いは払える保険料、保険証1枚で安心して受けられる医療です。

強権的な保険証取り上げ、差し押さえなどを市町村に押し付けることは、失業や病気、などで保険料が払えなくなった加入者の命と健康を脅かし、さらに貧困に陥れることとなります。

国の改悪法は施行されましたが厚生労働省は「都道府県化」後も「一般会計の繰り入れは自治体の判断でできる」「生活困窮者の自治体独自の軽減は問題ない」と答弁しており地方自治の原則を完全否定はできません。

減免の基準は一律に決めるものではなく、たとえば子どもの保険料の均等割りに対する減免など国として実施するべきと考えますが、当面市町村が独自に判断できるようにするべきと考えます。

## 国保・保険証が届いていない世帯・人員数

<b>国保世帯数</b>	<b>185444世帯</b>	
<b>滞納世帯数(2020.10末現在)</b>	<b>19938世帯(10.75%)</b>	
奈良県全世帯数(2020.6.1現在)599759世帯	(3.32%)	
<b>短期証交付世帯</b>	<b>7636世帯(4.12%)</b>	
留	納付相談	1913世帯
め	居所不明	353世帯
置	その他	22世帯
き	合計	2288世帯(1.23%)
<b>資格証発行世帯</b>	<b>203世帯(0.11%)</b>	

## 市町村国民健康保険収納対策マニュアル

- 啓発 差し押さへの周知、口座振替啓発
- 財産調査 預貯金などの調査の優先的実施
- 差し押さえ 預貯金・給与・自動車(タイヤロック)などの積極的効果的実施
- 納付相談(分割納付の相談) 分割納付の期間は原則1年以内(やむをえない場合でも最長2年)
- 短期証・資格証明書の交付 短期被保険者証は原則1か月(やむをえない場合でも最長6ヶ月)
- その他 これらの収納事務、根拠法令は新任者にしっかり引き継ぐ

そこで医療、介護保険局長に伺います。

今回の国保運営方針の中間見直しは、市町村に強権的な保険証の取り上げや差し押さえを押し付け、市町村の減免に関する裁量を認めないなど、社会保障のあるべき姿に逆行するものであり、撤回すべきと考えますがいかがでしょうか。

石井医療介護保険局長答弁 国民健康保険運営方針の見直しについてでございます。国民健

康保険については平成30年度から都道府県単位化され、本県では同じ所得、同じ世帯構成であれば県内どこに住んでいても保険料水準は同じとなる県内統一保険料水準の令和6年度完成など国保財政の安定化と県民負担の公平性を図る取組について、県と全市町村の合意に基づき、着実に進めています。

これら奈良県における国保改革の理念と運営の方針については平成29年11月に、国保法に基づいて奈良県国民健康保険運営方針として策定しました。その中で3年ごとに見直すこととしており、今年度において市町村との議論をかさねながら、必要な見直しをおこなったところです。

主な見直しの内容として、まず現在、市町村によってまちまちの取り扱いとなっている保険料の減免基準について、県民の実質的な保険料負担の公平化を図るため、災害、収入激減等の5要件に統一することとしました。また、収納率向上をめざした収納対策についても、県全体の底上げと市町村格差の是正のために昨年度末に収納対策マニュアルを策定しました。そのマニュアルにおいては、滞納者の医療への受診機会確保と納付相談の機会を増やすため、短期の被保険者証の活用も記述しているところです。さらに市町村が県に収める納付金の算定にもちいる収納率についても、より市町村間の公平性と負担抑制につながる率の設定にあらためることとしました。

これらの見直し内容については、これまで県と市町村とで議論を重ね、合意形成が図られています。運営方針の見直しにあたっては国保法に基づき、改めて市町村に意見照会のうえ奈良県国民健康保険運営協議会にも図り、全委員より賛同を得たところでございます。いずれの内容も、国保財政の安定化と県民負担の公平性をよりいっそう高めるためのものであり、委員のご指摘はあたらぬものと考えております。

今井光子議員　今、コロナ禍のもとで、国の方でもできるだけ、国保の資格証の取り扱いなどで自治体に、曾各証明書を交付されている被保険者が納付、納付相談などのために市町村窓口を訪れることは感染拡大防止の観点でさけるべきだということで、あまりくるなということで12月3日に厚生労働省が通知をだしています。県のこの方向で行きますと、短期保険証の方などは1か月の保険証にしなさい、「分納相談のために1か月にしなさい」ということは、今、6か月の保険証がでているので6倍、行かなければならないことになり、国がコロナで感染拡大を防ぎなさいということと逆行しているのではないかと思いますけれども、この点はそのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

石井医療介護保険局長答弁　本県でも国からの通知をうけまして、それには対応しております。マニュアルにつきましては一般的なことを決めておる話でありまして、コロナの場合はどうかということを設定しているものではございませんで、ご理解いただければと思います。

今井光子議員　コロナの場合、傷病手当などもつくられておりますが、非常に実施率が少ないというように聞いておりますので、これはぜひ広げて、徹底していただきたいと思っております。

## 介護保険制度について 介護支援事業支援計画の策定にあたり、非課税世帯の保険料利用料の減免制度の充実を

今井光子議員　介護保険制度がはじまって20年です。来年は第8期介護保険計画が策定されます。社会で介護を支えるという名のもとにスタートしました。ところが家族の介護で仕事をやめる「介護離職」が年間10万人「介護難民」がと呼ばれる“行き場のない要介護高齢者”が数十万人規模にのぼります。ヤングケアラーなど、介護をめぐる問題が、高齢者はもちろん現役世代にとって重大な不安要因となっています。

介護保険制度発足の当時、私は在宅介護支援センターで働いており、地域の老人会などで介護保険制度

の仕組みについて話をしてきました。必ず出た質問が「使わなかったらあとから返してもらえるのですか」ということでした。民間の保険と違い公的保険なので戻りませんと説明してきました。実際には、要介護度に応じてサービス内容や支給額が制限され、スタート当初から「保険あって介護なし」と言われてきました。

介護保険料は第1期目県平均で2859円、今は5670円と2倍です。今後厚労省の見通しでは、2025年には月8100円にまで引き上がります。

介護保険認定者は17.7%で5人に一人も使われていません。要支援者や軽度者を保険給付の対象から除外する改悪を繰り返されています、利用者負担も最初は1割でしたが所得によって2割3割負担となっています。介護保険の創設を主導した元厚生労働省幹部から、このままでは介護保険は「国家的詐欺」の制度になるという危惧の声もあがっています。

## 第7期介護給付費等の執行状況

	計画額	実績額	(執行率%)	差額
平成30年度	1110億7382万円	1054億7745万円	(95.0%)	55億9637万円
令和元年度	1188億8293万円	1101億0600万円	(92.6%)	87億7693万円
計	2299億5675万円	2155億8345万円		143億7330万円

## 介護給付費の費用負担と実績

○計画時の負担割合と実績からみた負担割合

**保険料：公費負担=50%：50% ⇒ 保険料=52% 公費負担=48%**

負担割合	負担割合	実績からの負担割合	実績額
保険料 (50%)	第1号保険料 (65歳以上の方の保険料) 23%	⇒24% (+1%)	507億6408万円
	第2号保険料 (40歳~64歳の保険料) 27%	⇒28% (+1%)	620億8799万円
		52%	
公費負担 (50%)	国 (財政調整交付金+負担金) 25%	⇒24% (▲1%)	513億6569万円
	県 (負担金) 12.5%	⇒12% (▲0.5%)	256億8284万円
	市町村 (負担金) 12.5%	⇒12% (▲0.5%)	256億8284万円
		48%	

こうした介護保険制度に対して奈良県では20年間で1416件の審査請求が上がりました。保険料給付に関する請求は1199件と8割に上っています。審査結果では棄却と却下で1245件。保険料は年金からしっかり引かれているのに意見も聞いてもらえない制度になっています。

第7期分では実際の計画額と実績額を見ると平成30年度、令和元年度では合わせて143億7330万円があまることになっています。一方、介護保険では年金天引きの特別徴収と、年金が月15000円以下の方は直接収める普通徴収があり、普通徴収でも収納率は第7期で91.4%です。滞納額は3億9千万です。

国は消費税の増税分で低所得者の介護保険料の減額を行いました、全国で総額900億円、奈良県が9億としても、第7期に計画通りに執行しなかった介護保険の国の負担を考えた時、全体の4分の1が国庫支出金であり、143億円から考えても35億円であり、たった9億円で消費税は社会保障使われたというのはごまかしです。

介護保険は保険料を納められない人にペナルティをかけており、自己負担分1割でなく10割の負担が必要です。これほどまでに重い負担で、月15000円以下の年金暮らしの方が、いったいどうやって介護サービスを使うことができるでしょうか。現在の介護保険制度は低所得者に対する保険料や利用料の負担があまりにも大きいと考えます。

そこで医療介護保険局長にうかがいます。



第8期の介護支援事業支援計画を策定するにあたり、非課税世帯の保険料利用料の減免制度の充実を国に求めるべきと考えますがいかがでしょうか。

石井医療介護保険局長答弁 介護保険料の減免についてでございます。介護保険は40歳以上の国民が保険料を支払い、みんなで助け合う制度となっております。その中で低所得者の方への対応については、まず介護保険料の設定に際し、所得に応じて多くの段階を設ける事できめ細かな保険料の設定をおこなっています。加えて災害により損害を受けた場合や失業等による収入の減少等による減免制度も設けられています。

また、サービスの利用者が支払う負担額についても上限が設けられており、所得が低い方は低く設定されています。このほかにも特別養護老人ホーム等の施設に入所されている方の場合、所得に応じて食費や居住費の負担を軽減するなど、すでに保険料と負担額の両面から低所得の方に配慮した様々な仕組みが講じられているところです。さらに低所得の方の保険料については消費税率の引き上げにより生じた財源を活用して令和元年10月からは基準となる保険料を3割まで減額する仕組みも導入されたところです。

県としては次世代の負担を増やし兼ねない、議員の指摘の介護保険料等のさらなる負担軽減を国に要望するのではなく、制度の持続的安定的な運営を確保するために保険者である市町村と連携し、負担とサービス給付の両面において効率的な制度運営に努めてまいり所存でございます。

## 紙おむつ等の介護用品支給事業

### 紙おむつ等の介護用品支給事業の補助は、今後も継続するべき

今井光子議員 市町村がおこなう紙おむつ等の介護用品支給事業に対する国や県の補助が、今年度で打ち切られると聞きました。市町村では紙おむつ等の助成制度の必要性を認めているものの、国や県の補助があってこそ実施できているものであり、国や県の補助がなくなると、市町村単独の財源のみでは助成制度の存続が難しいという声を聞いています。

住民税非課税の方が支給対象となっておりますが、紙おむつは月4~5千円と価格も高く、かさばるため、近くに店がない、一人で持ち帰れないなどの事情がある老々介護のご家庭に直接届く紙おむつの助成制度は大変助かると喜ばれています。

そこで、医療・介護保険局長にお伺いします。市町村に対する紙おむつ等の介護用品支給事業の補助は、今後も継続するべきと考えますがいかがでしょうか

石井介護保険局長答弁 市町村が実施している紙おむつを含む介護用品の支給事業については、国庫補助を活用し、地域の実情に応じて行われていました。しかし、平成27年度から国庫補助の対象外となり現在は廃止や縮小に向けた具体的方策を検討していること等を要件に平成26年度に事業を実施していた市町村のみが補助の対象となっております。この経過措置は令和2年度までとされていたところですが、今般、令和5年度まで経過措置を延長するむね通知があり、11月17日付けで各市町村へ通知したところです。

県としてはこうした介護用品の支給に係る現行の措置があくまで時限的な措置であることを踏まえ、市町村において事業の優先順位付けや重点化など十分検討しながら、効果的に事業が行われるよう引き続き、市町村に対して情報提供等をおこなってまいります。



# 校則問題から考える子どもの権利条約

## 校則など、子どもの権利条約の自己の意見を表明する権利をふまえ、子どもの意見をもっと尊重して定めるべき

今井光子議員　こどもの権利条約は子供が幸せに生きるための国際条約です。子どもの権利条約が採択されて今年で31年。日本が批准して26年になります。子どもが意見を表明する権利を保障し、その意見を尊重するよう求めています。

昨年3月、国連子どもの権利委員会より日本政府報告書に対する審査結果において「社会の競争的な性格により子ども時代と発達が悪化することなく子どもがその子ども時代を享受するための措置をとることや、子どもが自由に意見を表明できるようにすること、またその力を伸ばし発揮させるよう子どもの参加の積極的な促進」が勧告されました。

この勧告はしっかり受け止めそれぞれの場で具体化し実践する必要があります。

奈良県では、県立高校すべてに生徒心得が存在しています。ある高校では、「頭髪は流行を追うことなく常に清潔端正にすること、特に染色、脱色、パーマや奇抜な髪形は厳禁する。ただし、くせ毛との場合は入学時に保護者を通じて届を校長に提出すること」とされています。生徒心得には髪型だけでなく服装、言語、態度、靴下靴、防寒着、化粧などがかかれています。頭のてっぺんからつま先まですべて決められています。

2018年に宮本次郎前県議員が奈良県の頭髪指導を調べたところ当時すべての学校が頭髪指導をしており生まれつき黒以外の色や、ウェーブ状の髪の性質について15校が子どもの頃の写真の添付など「地毛証明書」の提出を求め14校が保護者に口頭の報告を求めています。現在一部改善され10校になったと聞いておりますが、いまだに残っていることは驚きです。

東京世田谷区の桜ヶ丘中学校の実践は子どもの笑顔を絶やさない教育として注目されています。

前校長が着任した9年前、校内には、落ち着かない子どもたちを必死に抑え込もうとする教員たちの怒鳴り声が響いていました。家でも学校でも自分の思いを聞いてもらえていない子の存在、「制服を着るとイライラする」という発達障害児や、居心地の悪さを抱えたLGBTの子もいた。なのに、学校は一方的にしかりつけるだけでした。

教員へは「生徒の声を聞こう。絶対に怒鳴らないで」と呼びかけ学校をよくするヒントを子どもの意見に求めました。校則をなくし、制服の強制をやめた。教室以外に居場所をつくり、生徒総会などで提案された「私服で登校する日をつくる」などのアイデアも、すべて実現しました。前の学校で不登校だった転校生には、「髪を染めても、遅刻してもいい、好きにしていんだ」と伝えた。

試すように髪を染めた生徒に、教員たちは「いいね」と声を掛け、見守ります。何日かおきの登校が、やがて毎日に。自由の幅を広げたことで、どの子も息をしやすい場所になりました。「この学校には正解がないから、本当にこれでいいか自分で考えるようになった」と3年のAさんは語ります。生徒手帳には、意見表明や個性の尊重などをうたう子どもの権利条約の一部を掲載しました。

こういった取り組みは奈良県の教育にとり、大いに参考にすべきではないでしょうか。

教育長に伺います。奈良県においても校則の内容については、子どもの権利条約の自己の意見を表明する権利をふまえ、子どもの意見をもっと尊重して定めるべきと考えますが現状と今後の取り組みについてお聞かせください。

吉田教育長答弁　校則は児童生徒の健全な学校生活を営むのに、より多く成長発展していくための一定の決まりであり、学校の責任と判断において決定されるべきものでございます。また、校則の運用にあたりましては内容や必要性について児童生徒、保護者との間に共通理解を図ることが大変重要でございます。

さらに校則は日々の教育指導にかかわるものであり、児童生徒や学校の実情、保護者の考え方、地域の状況や社会環境等の変化を踏まえて、積極的に見直す必要があると考えております。

29年度には頭髪の黒染めを強要した指導をめぐり子どもの人権に配慮が欠ける不合理な校則、

いわゆるブラック校則を見直す動きが全国的に広がりをみせました。本県におきましては校則を見直した例を申し上げますと、県立高校では生徒会から両サイドの髪を短くするツブロックの髪形について容認の提案があり、職員会議等で検討をされている学校が現在ございます。また新聞にも掲載されましたが、天理市立西中学校では生徒会が女子生徒の靴下を白色と限定する校則、この校則の是非を問う投票を発案をし、その結果、その校則は撤廃をされました。これらは生徒個々の意見が正確に反映される以上に生徒会を中心に生徒参加により校則が見直された例として、その教育的意義は大変大きいと考えております。

今年度新設した県立国際高等学校では生徒会がジースイートエドケーションを活用して校則をはじめとし、様々な生徒へのアンケートを実施をいたしております。県教育委員会としてはこのような一人一人の声に耳を傾ける、このような学校風土を県立学校に広げていき、第二期教育振興大綱にかかげる、本人のための教育を実践をしてまいります。

今井光子議員　子どもの権利条約を、ぜひ、いろんな場面で生かしていただきまして奈良県の子どもたちが自由でのびのびと、新たな時代をつくるのにふさわしい、そういう教育が行われますようお願いをして、私の質問を終わります。

(了)